

喜多方市 農業委員会だより

第25号

令和7年9月

編集発行

喜多方市

農業委員会

☎ 0241 (24) 5255



児童に豊かな心を育むために

かな子」の育成につなげたいと思います。

常で食べている野菜や米の生産者の努力や苦勞に気付く、感謝の気持ちをもてるようにし、学校としてめざす児童像の一つ「心豊かな子」の育成につなげたいと思います。

は、農業科支援員の方のご協力により学校近くの田んぼをお借りして、稲も育てています。稲は、収穫祭のご飯になる予定です。

え付ける予定です。サツマイモは、ふかし芋、3年生以上が育てた野菜は、豚汁として収穫祭で提供されます。また、5・6年生

年で責任をもつて育てています。

高郷小学校では、各学年で希望する作物と担当の野菜等を栽培しており、一部は、11月の収穫感謝祭の材料にもなるため、各学

取り組んでいます。

により、1・2年生は生活科、3年生以上は農業科で栽培活動に

全校児童51名が、4名の農業科支援員の方々のご指導とご協力

喜多方市立高郷小学校は、自然豊かな風景と歴史が調和し、化



高郷小学校
塩生 敬久 校長

栽培・収穫の体験を通して
感謝の気持ちをもつ

令和8年度農業施策に関する意見の提出

国・県への意見を取りまとめ

農業施策に関する意見の提出等の検討が、6月12日に農政委員会と農地委員会の合同会議にて行われました。事前に全委員に要望等の提出を依頼し、それらを含めた未だに改善されていない施策について取りまとめたところです。主な内容については次の通りです。

1 農業生産基盤の確保・強化

- ・ 中小規模農家を含めた施策の拡充
- ・ 農地中間管理事業の手数料無償化
- ・ 基盤整備の農家負担軽減と中山間地の基盤整備推進

2 担い手の育成支援

- ・ 農産物の適正な価格形成と長期的な価格の安定
- ・ 新規就農者の確保のため、初期費用に対する補助金の拡充
- ・ 補助金制度の採択基準の緩和

3 地域活性化対策

- ・ 地域計画における集落支援のための予算措置
- ・ 中山間地域への営農環境整備のための交付金の拡充
- ・ 有害鳥獣の積極的な頭数削減と電気柵購入の補助率拡大

4 食料安全保障

- ・ 就農しやすい環境づくり
- ・ 備蓄米制度の適正な運用と米の安易な輸入反対
- ・ 生産段階より流通・消費段階での調整
- ・ 中小農家にも目を向けた的確な報道への誘導

5 その他農業施策全般

- ・ 農産物ブランド化への支援
- ・ 農家減少に即した農地保全施策
- ・ インボイス制度の見直し

これらの意見については、6月20日開催の農業委員及び農地利用最適化推進委員全体会議で確認され、県農業会議に提出しました。

県農業会議では、県内各農業委員会からの意見を取りまとめるとともに、常設審議委員会で見解内容を決定し、8月にその意見書が県知事に提出されました。11月には本県選出の国会議員へ要望を行う予定とされています。

(菅井大輔 農政委員長)



農政委員会と農地委員会の合同会議の様子

地区だより

松山地区

落花生の共同栽培

前号に続き、落花生の栽培を今年から始めた松山地区の取り組みをご紹介します。

活動は除雪ボランティア「きずな」のメンバー6名が中心となりスタートしました。3年が経過しましたが、活動するのには人力が少ないため、お金儲けではなく、収益からわずかな日当を支払い、残ったお金で最後に地区の皆んなで交流会をやる事を目標としました。

上中村地区・関根地区に呼びかけて、稲作だけでなく、歳を取っても出来るようにと落花生の栽培に取り組みました。

5月末に60歳代以上ではありますが、3名でマルチ掛け、種まきには15名の方が参加して実施しました。以前はそばを作付けしていたところ約12アールです。母ちゃんたち、若い人たちも手伝ってくれました。6、7月と猛暑が続く中、芽が出ない所は9名で補植を実施しました。

また、鳥獣よけにテングス・テープなどを張り対策をとりました。畝間の除草等も行い、10月の収穫後はJAを通して、市内で落花生の加工・販売を行う「APJ」さんに収穫した落花生を持っていく予定です。

多面的機能支払交付金制度だと営利目的ではやれない壁があり、共同作業でやれば遊休農地の解消と地区間の交流も図れ、まさに一石二鳥といっても過言ではないと思う次第です。農家離れが進み、高齢化社会の波が押し寄せる中、少しでも遊休農地を減らし、徐々に面積を増やしていきたいと代表の芥川久さんが語ってくれました。また、取材では同地区の農地利用最適化推進委員の芥川知巳さん、松山公民館長の横山喜伸さんにも協力を頂き本当にありがとうございました。

今後ますます活躍されることを祈念し、共同作業を通し、より一層の交流を深めて頂きたいと思っています。

(小林千代松 編集委員長)



※写真は落花生栽培のイメージ

農業委員会では農地法第30条の規定に基づき、毎年8月に遊休農地の実態把握と発生防止・解消及び農地の違反転用防止対策等に取り組んでいます。今年度も農業委員と農地利用最適化推進委員が分担してパトロールを実施しました。

◎パトロール対象農地



遊休農地のイメージ



再生利用困難農地のイメージ

区 分	状 態
1号遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
	草刈り等により直ちに耕作が可能となるもの（緑区分） 基盤整備事業など条件整備が必要なもの（黄区分）
2号遊休農地	農業上の利用の程度が周辺の農地利用の程度と比較し、著しく劣っていると認められる農地
再生利用困難農地	森林の様相を呈しているなど元の状態に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの又は周囲の状況から見て、その土地を元の状態に復元したとしても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する農地

◎令和7年度 農地パトロール等の主な日程

8月	農地パトロールの実施、再生利用困難農地の調査
8月～9月	農地パトロール結果の取りまとめ、利用意向調査の実施準備
10月	農地所有者への利用意向調査票の配布・回収
11月	利用意向調査結果の取りまとめ



農地パトロールでの利用状況調査の様子

農地パトロール（利用状況調査）等の実施

◎農地や農業用施設の適正な管理（保全活動）をお願いします

「隣の田が雑草だらけで、うちの田に雑草のタネや害虫が飛んでくる」などの苦情が多く寄せられています。

農地法第2条の2では、「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」とされています。

したがって、農地を所有又は借りている方は、当該農地の草刈りや農道・農業用排水路の泥上げなど保全活動を適時・適切に実施（適正管理）していく必要があります。

不適正な管理状況で、他の方に迷惑がかかっている、若しくはかかる恐れがあるような場合には、農業委員や農地利用最適化推進委員が注意喚起することがありますので、そのようなことにならないよう日頃から適正な管理に努めてください。



※写真は適正管理のイメージ

◎農地を相続したら届出をお願いします

農地（田・畑又は採草放牧地）を相続した場合は、農地法第3条の3の規定により、所有者の変更を届け出する必要があります。また、農業経営主の変更及び農地を貸し借りしている場合には、その変更などを行う必要があります。

相続手続きが済みましたら遅滞なく、農業委員会まで所定の書式による届出をお願いします。

※届出に関するご相談は、農業委員会事務局又は各総合支所産業建設課農業委員会担当までお願いします。



農地中間管理事業を活用し、地域農業を持続していきましょう

農地中間管理事業は、集落が話し合いを基に策定した「地域計画」に基づき、農地中間管理機構（農地バンク）が農地所有者から農地を借り受け、その農地を「農業を担う者」へ貸し付けることにより、農地の集積・集約化を図る事業です。地域農業を持続していくために当事業へのご理解と活用をお願いします。



○出し手の主なメリット

- ・農地バンクが賃借料を徴収しますので確実に貸付料が入ります。
- ・所定の手続きを行うことにより、贈与税・相続税の納税猶予が継続できます。
- ・要件を満たす場合は固定資産税の軽減措置が受けられます。

○受け手の主なメリット

- ・賃借料の精算は農地バンクが担いますので、その分事務負担が軽減されます。
- ・出し手の事情（相続等）に煩わされることなく、長期の借受けが可能となり、営農の長期的な安定化・効率化につながります。

※出し手と受け手それぞれについて、賃借料の1%相当の手数料がかかります。

※契約期間は原則10年以上になります。ただしやむを得ない事情がある場合は5年以上でも可能です。

老後の安心のため、農業者年金に加入しましょう！

基本的な加入要件

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上65歳未満の方（60歳以上65歳未満の方は国民年金任意加入被保険者に限ります。）

メリット等

- ◎国民年金に加えて年金を受給でき、農業者の老後の安心に役立ちます。
- ◎積立方式のため、掛けた保険料は将来年金として一生受給できます。

※仮に80歳前に亡くなった場合は、死亡一時金が遺族に支給されます。

- ◎保険料はいつでも変更できます。

※月々2万円（政策支援の対象とならない方は1万円）から6万7千円まで

- ◎支払った保険料は税務申告で全額社会保険料控除できます。

- ◎要件に合えば保険料の国庫補助（政策支援）が受けられます。

※例：認定農業者等かつ青色申告者で35歳未満の方は月々1万円（5割）補助

（問い合わせ 喜多方市農業委員会事務局 ☎0241-24-5255）



編集後記

編集委員会

委員長	小林千代松	委員長	小林 博行
委員長	大竹 久登	委員長	大堀 剛
委員長	大野 利之	委員長	鈴木 隆
委員長	高橋 正雄	委員長	小和 隆
委員長	小澤 光義	委員長	物江 光一

第25号農業委員会だよりをお届けしました。今回も取材協力していただいた皆様ありがとうございました。今年夏は非常に暑く、雨はかなり少なく、カメムシの大量発生などもあって米をはじめ作物の生育や等級に大きな影響が出ることが心配されます。間もなく稲刈りを始める農家さんも多いと思いますので、収量・質ともに良好であることを願うばかりです。7月には参議院議員選挙も行われましたが、今後の農政や米価の行方を注視していきたいと思っています。農家の皆様には秋作業の健康管理に留意され、安全に収穫期をお迎えください。

（大竹久登 副編集委員長）

★購読のご案内★

全国農業新聞

◎農業に関する情報や話題が満載です。最新の動きを知って、営農に役立てられます

- ◆発行 月4回（毎週金曜日）
- ◆購読料 新聞本紙＝月額700円（送料、税込）
電子版＝月額500円（税込）
※新聞本紙の方は電子版も利用できます
- ◆申込み 農業委員、推進委員、農業委員会事務局